

競技力向上対策事業（障がい者スポーツ）

補助金執行上の留意事項

1 補助対象経費の範囲

補助金の対象となる経費は、次に示す「執行上の留意点」通りとする。

2 執行上の留意点等

○補助金の執行にあたっては、経済性・効率性を追求し執行の適正化を図ること。

○また実績報告時には、執行の裏づけとなる領収書等を添付すること。

(1) 旅費

①交通費：原則、公共交通機関を利用（JR・飛行機・バス等での移動経費）。

ただし、競技の特殊性などの事情により、公共交通機関が利用できない場合は、タクシー・自家用車・レンタカーでの移動も可とする。この場合、レンタカーの借上代、ガソリン代、高速料金、駐車場代を対象経費の範囲とする。

※自家用車並びにレンタカーを使用する場合は、競技団体の責任において、保険の加入や同乗する選手等への承諾、特に選手が学生の場合は、その保護者や校長等への承諾を得ること。

（承諾書の作成：様式は問わない）

②宿泊費：甲地方は10,900円

（東京都・大阪市・名古屋市・横浜市・京都市・神戸市これに準ずる地域）

乙地方は9,800円

※ただし、事業を行う上で、宿泊先が指定され限度を越える場合は、この限りではない。

県内合宿は8,200円

(2) 需用費

①消耗品の購入

・物品を購入する場合は、単価100千円未満のものは消耗品とする。

②印刷製本費：必要な部数とすること。

③食糧費：補食、ドリンク、食事代

(3) 役務費

①通信運搬費：選手等への案内等の郵送代、会場等までの輸送経費

②参加料：大会への参加料、登録費

③手数料：振込手数料

④保険料：事業実施中の保険料

(4) 使用料及び賃借料

強化練習及び大会で使用する体育施設の利用経費等

(5) 雑費

上記以外で合宿・トレーニングに直接要する経費

※その他：団体競技・個人競技等競技により施行できる金額、内容が違うので注意すること。